

一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

定款

平成 22 年 4 月 16 日設立

平成 28 年 6 月 17 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 8 月 26 日改定

令和 8 年●月●日改定

一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、介護保険事業の夜間対応型訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「本事業」という。）及び24時間在宅ケアを推進する事業及び高齢者等の居住支援や終身サポートを推進する事業等（以下「関連事業」）の実施事業者もしくは支援を行う事業者による全国における本事業の普及・拡大を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 本事業及び関連事業の普及・拡大・調査研究に関する事業
- (2) 本事業及び関連事業に係る情報の収集及び提供等に関する事業
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し入社した個人又は団体を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は社員総会において別に定める経費を納入する義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める（入会金及び）会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、感染症の拡大、天災地変その他やむを得ない事由があると認める場合、又は社員総会の運営上必要と認める場合は、インターネット等の通信手段を用いた会議（ハイブリッド型またはバーチャルオンリー型）として開催することができる。

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1.34 字，左 0.67 字，最初の行：-1.34 字

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前（ただし、次条第2項に規定する書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めるときは2週間前）までに各社員に対して発する。

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1.35 字，左 0.66 字，最初の行：-1.35 字

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1.34 字，左 0.67 字，最初の行：-1.34 字

社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上 11名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、1名を常務理事とすることができる。

4 1名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第21条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、常務理事は当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、当法人の発展に特別の功労があった者又は学識経験者の中から社員総会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 細則、規程等の決定、変更（招集）

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議決権）

第33条 各理事は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

（基金の抛却）

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛却された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

（事業年度）

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事

長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(法令の準拠)

第44条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

第9章 附 則

(社員の閲覧権)

第45条 社員は、当法人の業務時間内はいつでも次に掲げる請求をすることができる。

一 社員総会の議事録（計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書））が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 社員総会の議事録（計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書））が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(事務局)

第46条 当法人に事務局を置く。事務局の運営及び管理は、担当理事が行う。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第48条 当法人の設立時の役員及び監事は、次のとおりである。

設立時 理事 時田 純 (代表理事・理事長)

設立時 理事 戸金 隆三 (副理事長)

設立時 理事 今瀬 俊彦 (常務理事)

設立時 理事 藤田 潔

設立時 理事 大本 衛

設立時 監事 大脇 岩根